

市・県民税の特別徴収 公的年金からの天引きが始まります

公的年金所得がある人で、一定の条件に当てはまる人の市・県民税の納税方法が平成21年度から変わります。現在、主な所得が公的年金の場合、市から送付する納税通知書により、金融機関の窓口や、指定口座からの引き落とし（普通徴収）で納付していただいていたのですが、10月から公的年金からの天引き（特別徴収）により納付していただく制度が始まります。

誰が対象となるの？

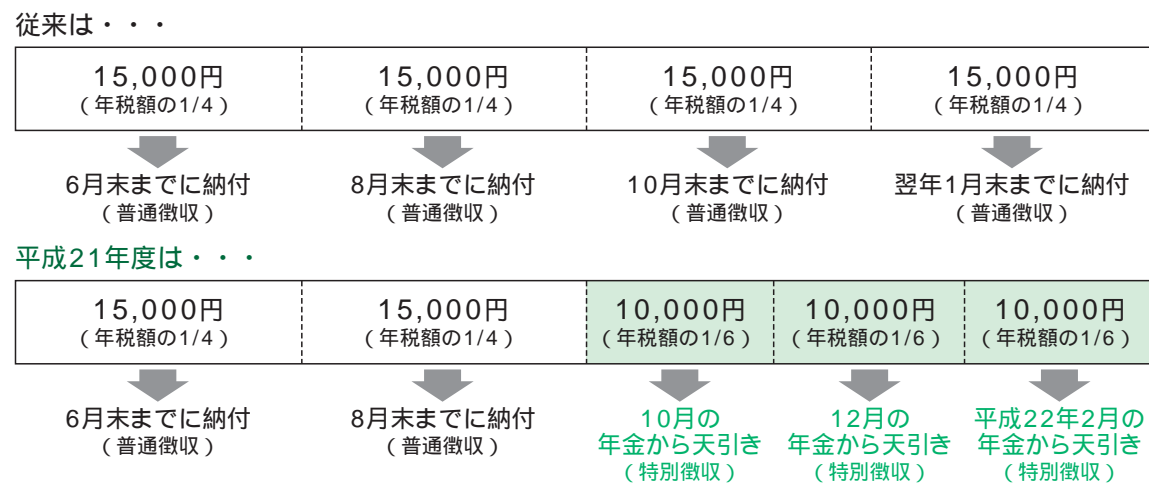
- A** 次の4つについて全てあてはまる人です
 平成21年4月1日現在で65歳以上の人
 平成20年中に老齢基礎年金等()を受給している人（障害年金や遺族年金は含みません）
 老齢基礎年金等の年間受給が18万円以上の人
 公的年金所得により、市・県民税が課税されている人
- 対象となる年金は、「国民年金法による老齢基礎年金」、「旧国民年金法、旧厚生年金保険法及び旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金」、「旧国家公務員等共済組合法、旧地方公務員等共済組合法および旧私立学校教職員共済組合法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金」などです。

いつの年金から天引きが始まるの？

- A** 平成21年10月に支給される年金から始まります。

具体的な納税方法はどう変わるの？

- A** 年間の市・県民税が6万円の場合、次の通りになります



！ ご注意ください

公的年金以外の所得を有する人の場合、1年間の市・県民税の総額を計算し、「公的年金所得に対応する税額」と「その他の所得に対応する税額」とに分けた上で、「公的年金に対応する税額」は公的年金からの天引き（特別徴収）、「その他の所得に対応する税額」は従来どおり普通徴収（ご自身で納付）または給料からの天引き（給与特別徴収）となります。

問合せ先 税務課

所得税の確定申告

自宅のパソコンでも申告書が作成できます

市は例年、2月からの確定申告期間に総合会館や各連絡所において申告相談を行っています。たいへん混雑しご迷惑をお掛けする場合があります。

ここでは、国税庁のホームページや電子申告（e-Tax）によって申告書を作成し提出する方法を紹介します。確定申告会場に足を運ぶ必要がなく大変便利です。

ご自宅にパソコンがない場合は、申告書の様式を税務署や市税務課で入手し作成して税務署へ郵送する方法もあります。これらを使ってご自身で申告書を作成してはいかがでしょうか。

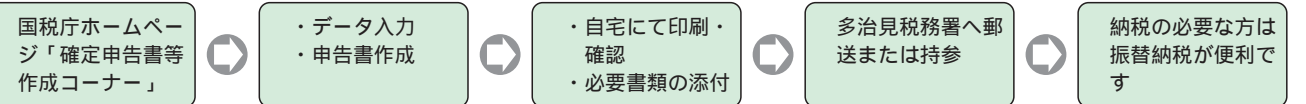
国税庁HP画面を利用するには (<http://www.nta.go.jp/>)



ここがポイント

指示や説明どおりに入力すれば簡単に申告書が作成できます

右の画面は平成19年分の申告画面です。平成20年分確定申告書を作成できるのは、平成21年1月中旬予定です。



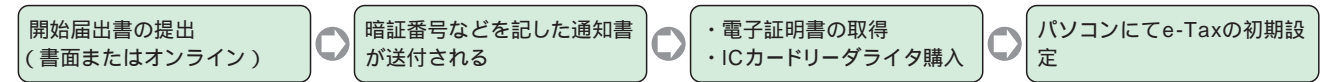
電子申告(e-Tax)を利用するには



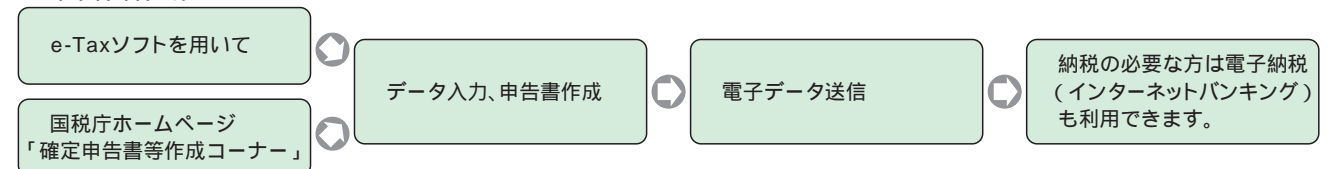
ここがポイント

提出も電子データで送信できます
 納税が必要な場合はインターネットバンキングを利用できます
 e-Taxを利用してご自身の申告を期間中【1月5日(月)~3月16日(月)】までに提出すると、所得税の額から5千円(所得税が5千円未満の場合は、所得税の額が限度)が控除されます(この控除は、19年分または20年分の申告に適用され、いずれか1年分のみです)

事前準備



申告書作成



！ ご注意ください

電子申告（e-Tax）を利用して確定申告書を作成するためには、電子証明書の取得とICカードリーダーを購入する必要があります。個人向けの電子証明書は、市が発行する住民基本台帳カード（住基カード）に格納します（手数料：住基カード500円、電子証明書500円）。なお、住基カードの発行については、1日あたりの発行枚数に限りがあり、時間がかかりますので、早めの取得をお願いします。住基カードの交付については市民課にお問い合わせください。

問合せ先 多治見税務署 ☎0572 22 0101 または市税務課